

議案第 9 4 号

岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。